

岐阜県建設工事監督要領の改定概要

岐阜県発注工事の統一的運用を図るために定めている建設工事監督要領の改定を行うものである。

【改定点】

要領本文

(用語の定義) 第 2

(監督員の業務) 第 4

(監督業務の分類及び内容) 第 5

(監督員の指定の通知) 第 9

(監督業務の執行) 第 10

(不合格の処理) 第 15

(監督の委任) 第 17

- ・ 建設工事共通仕様書、工事請負契約約款に整合するよう用語等を統一
- ・ 誤字、誤記の修正

(別記) 監督の実施

- ・ 建設工事共通仕様書、工事請負契約約款に整合するよう用語等を統一
- ・ 建設工事共通仕様書、工事請負契約約款改定に伴う条ずれ修正

別添 1 建設工事に用いる工事材料の品質証明資料の受付手続き方法

- ・ 誤字、誤記の修正

別添 2 段階確認等の手続き方法

- ・ 第 1 項第 3 号に「現場遠隔確認システム」の活用監督員の現場臨場とみなす」旨を明記
- ・ 第 1 項第 6 号の段階確認時の検査状況写真について、監督員が現場に臨場した場合は添付をとりやめ、不要とするに修正。机上確認の場合は第 3 号による工事写真（出来形管理写真等）と明記。また、現場臨場の検査状況写真を不要とすることにより、ただし書きは削除
- ・ 第 2 項第 3 号は削除（第 2 号により全て含んでいるため）
- ・ 注意事項について、誤字、誤記の修正

別表 1 使用材料・提出書類一覧表

- ・ 高頻度使用材料に関する規定の一覧表に整合するよう修正

各種様式

- ・ 建設工事共通仕様書の工事関係書類様式の改定に合わせ、修正